

告 示

埼玉県告示第千九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
川口市鳩ヶ谷 居宅介護支援 事業所	所在地	川口市末広三 ー七ー二一	川口市桜町六 ー四ー五	居宅介護支援
川口市鳩ヶ谷 居宅介護支援 事業所	名称	川口市南平居 宅介護支援事 業所	川口市鳩ヶ谷居 宅介護支援事業 所	居宅介護支援
居宅介護支援 事業所 ほと とみるくわら び	所在地	蕨市北町一 ー九ー二	蕨市北町一 ー一ー四 ー一〇 二	居宅介護支援
デイサービス らく楽北本	名称	茶話本舗デイ サービス北本	デイサービスらく 楽北本	通所介護
デイサービス らく楽鴻巣	名称	茶話本舗デイ サービス鴻巣	デイサービスらく 楽鴻巣	通所介護
応援家族庄和 館	名称	応援家族ハー モニークライフ 庄和館	応援家族庄和館	特定施設入居者生 活介護
デイサービス らく楽桶川	名称	茶話本舗デイ サービス桶川 泉	デイサービスらく 楽桶川	介護予防特定施設 入居者生活介護
名称	名称	名称	名称	通所介護